



Title	民法学と「補償」理論 : 吉田・補償法学の意義と課題
Author(s)	橋本, 伸; 今野, 正規
Citation	年報 公共政策学, 18, 181-193
Issue Date	2024-03-31
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/91831
Type	bulletin (article)
File Information	18-12_Hashimoto_Konno.pdf



[Instructions for use](#)

【特集 民法学と公共政策学】

民法学と「補償」理論

——吉田・補償法学の意義と課題

橋本 伸*

今野 正規**

1. 序

吉田邦彦教授は、1990年代終わり頃より、「21世紀的課題」と称して、従来の民法学において閑却・周縁化されてきた様々な問題を取り上げ、自身の「民法理論研究」の一環として研究を進めてきた。教授の補償法学は、教授が20年以上にわたって取り組んできた「民法理論研究」の一環として位置づけられる。本稿は、教授の補償法学について、専らその理論の側面に着目して検討を加えるものである。

なお、以下で教授の補償法学を検討する際には、主として戦後補償に関する議論について検討を加えることにしたい。というのも、教授は、「補償」が問題となる具体的なテーマとして、戦後補償のみならず、先住民族補償など様々なものを取り上げて論じているが、限られた紙幅の中でそれらをすべて取り上げて論じることは不可能であることに加え、教授の「補償」理論に絞って検討を加えるには、それらのテーマを網羅的に取り上げなくとも、十分であると考えたからである。

2. 「補償」理論の意義

1990年代にわが国で大々的に展開された第2次大戦の法的責任を追及する訴訟では、国の不法行為責任についての国家無答責の法理、国や企業の安全配慮義務違反、損害賠償請求権の時効・除斥期間の経過等が争点となった。もっとも、それらの多くが民法上の議論と関連していたにもかかわらず、民法学の側から戦後補償問題に正面から取り組むものは、必ずしも多くなかった。教授の補償法学は、こうした研究の欠落を埋めることを目的として着手された。

2.1 教授が、最初に取り組んだのは、在日外国人（とりわけ、在日韓国・朝鮮人）

* 小樽商科大学商学部准教授 E-mail: sinhashimoto5211@res.otaru-uc.ac.jp

** 関西大学法学部教授 E-mail: konno@kansai-u.ac.jp

をめぐる戦後補償問題であった¹⁾。教授の当初の主たる関心は、時効法学をめぐる法解釈上の問題に向けられていた。すなわち、わが国が第2次大戦中に東アジア諸国に及ぼした被害について法的責任が争われるようになったのは、終戦から半世紀近くの時間が経過した1990年代になってからであり、多数の裁判例は、「消滅時効ないし除斥期間」(改正前民法724条)を理由に、国や企業の責任を認めることに消極的な態度を示していた²⁾。こうした状況下において、戦後補償を民法学の問題に引き直して考える場合、時効・除斥期間の問題は避けて通ることができない問題であったのである。

では、教授は、具体的にどのような解釈論を提案したのであろうか。補償に消極的な立場が前提とする724条の理解は、前段と後段を分け、前段を消滅時効、後段を除斥期間と性質決定し、前段の起算点については被害者の主観的認識を考慮しつつ、柔軟に判断するのに対し、後段の起算点については、そうした事情を考慮せず、「不法行為時」を基準として客観的に判断し、前段を枠づける役割があるとするものであった。教授は、このような理解に対して、①不法行為法の目的論を踏まえた前段理解と相容れない後段理解への疑問(前段につき、被害者の「認識」に係らしめる理由として、被害者の宥恕という点から説明されるとすると、後段においては、そうした認識を考慮しなくてよいのかという疑問)³⁾、②724条に関する従来の沿革理解への疑問(従来は前段・後段ともにドイツ法に由来すると解していたのに対し、前段はともかく、後段はフランス法に由来するものであると解し、短期と長期の期間につきドイツ法のように理解する必然性はないこと)⁴⁾、③除斥期間に関するわが国特殊な理解への疑問(わが国ではドイツ法の除斥期間概念に影響を受けつつも、独自に長期と短期の期間制限がある場合に、長期の期間を除斥期間として捉える理解が採られるのに対し、あくまで除斥期間は、本来の「速やかな権利行使」が狙われた短期の手続的期間に限定して適用するべきであること)⁵⁾を提起する。そして、結論として、前段のみならず、後段も消滅時効と解し、後段による前段の枠づけの役割も否定し、被害者救済のために柔軟な時効解釈論(具体的には、事實的障害も考慮可能な起算点解釈や援用の権利濫用論による制限など)を提案する⁶⁾。

2.2 以上のように、教授の補償法学の出発点は、時効・除斥期間の法解釈を中心としたものであった。もっとも、教授にとって、以上の議論は、あくまで問題の「入口」として位置づけられていたことにも留意すべきである。教授は、戦後補償の問題

1) 吉田(2006)、395-506頁(初出、吉田(2001)(2002a~e))。

2) 吉田(2006)、420頁。

3) 吉田(2006)、435頁。

4) 吉田(2006)、436頁。

5) 吉田(2006)、437-439頁。

6) 吉田(2006)、439頁。

が以上の「入口」問題にとどまらないことを当初から意識していた。すなわち、戦後補償を不法行為責任として捉えるとしても、戦争による被害の回復を損害の金銭的填補のみに還元することは現実的でなく、「金銭的支払という以上に、過去の名誉回復、謝罪などのシンボリックな行為の占める位置は重要である」とする⁷⁾。戦争によって分断された関係を修復するためには、単なる金銭による損害の填補を超えたアクションが必要となる。そのため、教授のその後の論稿では、関係修復を念頭に置いたより理論的なアプローチが前面に打ち出されるようになる⁸⁾。教授は、従来の議論では専ら金銭的賠償を意味するものとして用いられてきた「補償」(reparations)という語を意識的にラフに定義することによって⁹⁾、そこからいくつかの帰結を引き出す。すなわち、――――

第1に、不法行為法の目的として従来閑却されていた被害者による「赦し」に注目する¹⁰⁾。教授によれば、「補償」問題の究極の目標は、「[国際社会における]暴力・復讐の応酬がなされる悪循環をいかに転換させ、他民族の共存(多文化主義)のモードに移していくか(関係修復のために何が必要か)」という点にある¹¹⁾。そのため、「補償」問題の理念的課題として、世界各地でみられる暴力や復讐の応酬といった悪循環を多民族共存に転換していくために、「復讐・報復の連鎖・悪循環からどのようにしたら解放されるのか、また民族間の対立の緩和、関係修復のためには何が必要なのか、そのためにも、被害者の『赦し』をどのように導き、いかように『関係改善(和解・宥和・調和)のルートに乗せることができるのか』ということ」が掲げられる¹²⁾。このような理念の実現は、従来の不法行為法の枠組みの中では困難であった。というのも、民族間の対立、関係修復のためには、被害者の「赦し」が必要であるが、伝統的な不法行為法の目的論においては、被害者の損害填補のみが強調され、こうした「赦し」の側面は注目されてこなかったからである。これに対し、教授は、上記理念を実現するために、「償い」を不法行為法に導入することで、その目的の斬新を図るのである¹³⁾。

第2に、不法行為法の救済方法として、金銭賠償の原則(民法722条1項、417条)の不十分さを指摘したうえで、他の救済方法、とりわけ「謝罪」(apology)という非

7) 吉田(2006)、490頁。

8) 吉田(2006)、262-289頁(初出、吉田(2004a~b))。

9) 吉田(2006)、266頁注(3)。

10) 吉田(2006)、269頁。

11) 吉田(2006)、268頁。

12) 吉田(2006)、272頁。

13) それゆえに、教授の不法行為法の講義録では、不法行為法の目的の1つとして「贖罪(償い)的機能」が挙げられている。吉田(2008a)、13-14頁。また、吉田(2015)、110頁(初出、吉田(2008b))をも参照。

金銭的救済を重視する¹⁴⁾。すなわち、民族抗争のような集団的不法行為においては、物理的損害のみならず、名誉・プライド・人間的尊厳の回復といった精神的損害も問題となり、それらは金銭によっては完全に填補することができない。それゆえ、被害者による赦しを導き、被害者と加害者の関係修復を図るための「補償」においては、権利侵害がなければあったであろう利益状態を金銭的に填補することだけではなく、侵害事実を直視した上で、被害者と加害者との間の関係を修復する観点から救済方法を考える必要がある。そこで教授は、責任の自白・告白という意味で「謝罪」という非金銭救済の重要性を指摘する¹⁵⁾。

第3に、上記の法的救済方法を補完する非法的な救済方法として「教育・啓発的救済方法」の重要性を説く¹⁶⁾。教授は、「補償」問題における「関係修復の実現」として、加害者が「責任承認」や「謝罪」することによって「後悔」「同情」といった感情を表現し、それを通して対話・コミュニケーションを進める必要があるとし、歴史教育や記念碑建設、民族間交流プロジェクトなどの非法的救済方法が重要であるとする。そして、これらの手段を通して、加害者の「意識変革」を図り、歴史を忘却することによってではなく、「共通の歴史的記憶作り」を努めていくことによって関係修復を図るべきであると指摘する。

かくして教授によれば、「補償の目標は、(復讐的なものから修復的なものへ) 関係の改善を図るところにあり、そのプロセスとして、①まず、加害者が加害事実及びその責任の認識をして、それによる意識変革(改心、改悛)を行う。②その反映として、大事な救済方法(remedy)として、一次的には、謝罪(apology)が重要であり、さらにそれに意味を持たせる—謝罪行為に信頼性を持たせる—ために金銭補償(reparations, monetary compensation)を行うことになる(その他、場合によっては追悼碑・記念館の建設なども連続線上に捉えられる。そして、広義での補償は、これらの各種救済方法を包摂するものとする)。③その結果として、被害者の赦し(forgiveness)がなされて、④それによって、将来に向けて『関係の転換・改善(復讐から修復へ)』がはかられるというわけである¹⁷⁾。

3. 「補償」理論の課題

以上のように、教授の補償法学は、伝統的な民法の法解釈に関する問題の解決にと

14) 吉田(2006)、269頁。

15) ただし、金銭賠償が不要であるというわけではなく、謝罪と相補的なものであるとする。吉田(2006)、269頁。

16) 吉田(2006)、270頁。

17) 吉田(2011)、160頁(初出、吉田(2007)、18頁)。この「補償」のプロセスは、その他の論稿においても、教授の議論の中心を占めており、ケース・スタディにおいても、教授の議論の軸となっている。たとえば、吉田(2006)、506-541頁(初出、吉田(2004c~d))、吉田(2011)、236-266頁(初出、吉田(2009a)(2009b)(2009c))など。

どまらず、関係修復を目的としたより理論的な試みと位置づけられる。損害賠償を中心とした伝統的な不法行為責任が侵害行為の帰結を加害者に負担させるという意味での責任（負担的責任）であったとすれば、教授のいうところの「補償」は、被害者に対して応答すること、侵害行為によって破壊された他者との関係性を再構築する呼びかけに応答する責任（応答的責任）であるということができよう¹⁸⁾。こうした議論は、従来の民法学（不法行為法学）の枠組みを大きく逸脱するものであり、個別の法解釈へ落とし込むために、さらなる議論が必要となることは言うまでもない。もつとも、ここでは、そうした法解釈の問題はひとまず措き、教授の「補償」理論の方にフォーカスして検討を加えてみることにしよう。

3.1 まず、教授が「補償」のプロセスとして、復讐的なものから修復的なものへというモデルを前提として議論を展開していることに着目したい。こうしたモデルを目にして、すぐさま我々の脳裏に浮かぶのは、ハンナ・アレントの議論であろう。アレントは、次のような議論を展開している¹⁹⁾。すなわち、——

我々の活動は不可逆的であり、自分が行ってしまったことを元に戻すことができない。そのため、ひとたび罪が犯されると、我々はその罪の帰結から逃れることができず、罪に対する自動的反応として復讐がもたらされる。この復讐は、罪に終止符を打つのではなく、さらなる復讐を喚起することで、復讐の連鎖の過程に我々を拘束する。したがって、罪が日常的な出来事であるにもかかわらず、ひとたび罪が犯されると、加害者のみならず被害者も、復讐の連鎖に巻き込まれることになり、我々は生活を続けていくことができなくなる。加害者と被害者をともに最初の罪から解放し、再び自由な行為者とするためには、こうした復讐の連鎖を断つ治療薬=救済策が必要となる。それが赦しである。すなわち、赦しは、活動の不可逆性の中で、復讐の連鎖を断ち切り、赦す者と赦される者をともに最初の活動の結果から自由にする救済策として位置づけられるのであり、「人間は、常に自ら進んで自分の心を変え、ふたたび出発点に戻ることによってのみ、なにか新しいことを始める大きな力を与えられるのである」²⁰⁾。その意味で、赦しは復讐の対極に位置し、「干渉がなければ際限なく続くなにかを終わらせようとする点」で罰の代替物でもある。

復讐を人間の本能的な反応とし、それを理性的な対応としての赦しと対置するという図式は、——後述するように、それが宗教的な要素を帯びているにもかかわらず——今日では広く受容されているように思われる。そして、今日語られる「補償」理論は、こうした対置を前提とした上で、なお復讐よりも赦しを志向することで加害者

18) 戦後補償と応答的責任については、高橋（2005）、24-64頁。

19) アレント（1994）、376-377頁。教授も、しばしばアレントの議論を参照している。吉田（2006）、490-491頁、吉田（2006）、272頁など。

20) アレント（1994）、376頁。

と被害者の関係修復を図ろうとする試みにほかならない。たとえば、教授もしばしば言及しているマーサ・ミノウの議論も、復讐と赦しを両極としてその間に集団的暴力の問題解決の糸口を見出そうとするものである²¹⁾。ミノウによれば、復讐は、悪行に対する道徳的対応の重要な一要素であるが、それは暴力の連鎖をもたらすだけでなく、暴力の応酬に手を染めてしまった被害者に精神的負担をかける。他方で、赦しは、暴力の連鎖を断ち、加害者と被害者とを再び結び合わせることを可能にするが、それが無条件に与えられるならば、単なる記憶の忘却を肯定することにつながりかねず、悔悟の情すら示さない加害者を放免することにもなりかねない²²⁾。かくして、復讐の連鎖を断ち切ると同時に、赦しが単なる忘却に陥ることなく加害者と被害者の関係性を回復させるためにいかなる方途があるのかが復讐と赦しの両極の間で探究されることになる、というのである。こうした議論が教授の「補償」理論と通底するものであることは、もはや繰り返す必要はないであろう²³⁾。

3.2 もっとも、以上の理解に対しては異論がある。ここで、赦しを徹底して純化することによって、以上の議論の脱構築を試みたジャック・デリダの議論を取り上げよう。

デリダによれば、赦し (pardon) は、その語源からして、贈与 (don) と類縁性を有する概念である²⁴⁾。ここでデリダのいう贈与には、独特の含意がある。すなわち、贈与は、贈与者にも受贈者にも、贈与として決して現前することのない純粹で無条件の出来事であり、したがって、「贈与があるためには、(中略) 相互性、返還、交換、反対—贈与があってはならない」²⁵⁾。もし贈与に対して反対贈与がなされたならば、贈与は打ち消され、交換となる。ここでいう反対贈与には、象徴的等価物の返還も含まれる²⁶⁾。つまり、贈与によって贈与者が満足感を得るならば、又は、贈与によって受贈者が恩恵を感じるならば、——そして究極的には贈与が贈与として認知されるだけで——贈与はもはや贈与ではなくなり、交換となる。それゆえ、贈与は現前するや否や——又は現前することなく——もはや贈与ではなくなることになる。したがって、我々が一般に贈与として認知しているもののすべては交換ということになり、デリダのいう贈与は現実には不可能なものであるということになる。

21) ミノウ (2003)。

22) したがって、ミノウは、赦しが加害者の改悛や特定の暴力行為の自白を条件とする必要があるとする。ミノウ (2003)、43頁。

23) なお、教授は、ミノウらの国際人権法学の議論とともに、刑事法学における修復的正義 (司法) の議論にも言及している。吉田 (2006)、274頁。

24) デリダ (2015)、8 頁。

25) デリダ (1989)、73頁。Derrida (1991), pp.18-19.

26) デリダ (1989)、74頁。Derrida (1991), pp.26-27.

このように、贈与は現前するあらゆる交換の外部にある純粹で無条件のものであるとした上で、デリダは、この贈与と交換の論理を他のテーマにおいても応用する。そのテーマの1つが赦しである。デリダは、以上の贈与と交換の論理において、加害者が改悛し、罪をもう犯すことはないという誓約を条件とした赦し、あるいは復讐の連鎖からの人間を自由にするを目的とした赦しに対して、明確に異を唱えている。すなわち、赦しは、贈与と同様に、無条件である必要がある、というのである。赦しは、「それを乞わない誰か、改悛することも自白＝告解することもなく、みずからを改善することもみずからを立ち直らせることもしない誰かにさえ、授けられる」ものでなければならない²⁷⁾。したがって、改悛し、謝罪し、赦しを乞われるという条件において与えられる赦しは、「条件付きの交換の論理」、「計算づくの取引」にすぎず²⁸⁾、無条件の赦しを腐敗させるものである。もっとも、そうした意味での無条件の赦しは、無条件の贈与が現前しえないものであるのと同様に、現前することはない。「赦しは、もしそれがあっても、可能ではない、それは可能なるものの法からみずからを例外化することによってのみ、こう言うことができれば、ただ自らを不-可能化することによってのみであり、それも、不可能なるものとしての不-可能なるものの無限の忍耐の中でそうすることによってである。そしてそこにこそ、赦し〔pardon〕が贈与〔don〕と共通でそなえているだろう点がある」²⁹⁾。したがって、贈与と同様に、無条件の赦しは不可能なものである。

以上のように、デリダは、赦しの無条件性を強調し、それを交換の論理に支配された条件付きの赦しから明確に区別する。以上のデリダの議論は、赦しに条件を付すべきであると主張するミノウらの議論と明確に対立するものであり、また、世界各地で行われている現実の和解の実践とも相容れないものである。もっとも、ここで急いで付け加えられるべきは、デリダが、無条件の赦しをもって現実に行われている和解（＝条件付きの赦し）の価値を否定しているわけでも、また赦しの実践が無条件になされなければならないということを主張しているわけでもないことである³⁰⁾。すなわち、デリダによれば、「無条件的なるものと条件的なるものは、なるほど、絶対的に異質であり、永久に、一つの限界線の両側であるが、両者はまた分離不可能なものでもある。無条件的な赦しの運動、動きの中には、実効性のある、明白で、限定されたものと化すという内的要請があり、かつ、みずからを限定することによって、条件性に身を屈するという内的要請がある」³¹⁾。つまり、無条件の赦しと条件付きの赦しは、

27) デリダ (2015)、26頁。

28) デリダ (2000)、93頁。

29) デリダ (2015)、83頁。

30) デリダ自身は、純粹な赦しと現実の和解のプロセスとの間で引き裂かれているとも述べている。デリダ (2000)、103頁。

31) デリダ (2015)、75頁、デリダ (2000)、99頁。

互いに還元不可能であることを前提としつつも、無条件の赦しを思考することで条件付きの赦しにいかにして場を与えるかを問うことが可能となるというのである³²⁾。そして、そうであるとすれば、デリダの赦しに関する議論は、決して現前することのないにもかかわらず和解や関係修復といった目的を持たない無条件の赦し——赦しを求めない改悛や謝罪、反対に改悛や謝罪を前提としない赦し——が、たとえ不可能であるとしてもあるということ、そしてそれを条件付きの赦し（現実の和解）から切り離して思考することによって、従来は、条件付きの赦し（現実の和解）によって周縁化された無条件の赦しを我々に提示し、我々の思考を支配している交換のエコノミーを脱構築することを可能にするものとして受け止めることができる。

3.3 加害者による加害事実の承認、それに関する責任の認識から謝罪と赦しを経た関係修復という教授の示す「補償」のプロセスは、無条件の赦しではない。 そうであるとすれば、教授の「補償」理論にデリダのいう無条件の赦しを接触させることで、教授の「補償」のプロセスを脱構築し、そこからいくつかの課題を引き出すことができるであろう。ここでは、以下の3点のみを指摘し、「補償」理論の課題としたい。

第1に、「補償」のプロセスの前提が問い直される必要がある。すなわち、無条件の赦しに視点を置くことで、教授が自明視している赦しのプロセスが相対化される。デリダによれば、罪を告白し、改悛し、謝罪し、それに対して赦しが与えられるというプロセスは、聖書に基づくアブラハムの（すなわち、ユダヤ教的、キリスト教的、イスラム教的）文化の伝統を背景としており、今日では、こうしたアブラハムの文化の伝統が特権化され、日本・韓国・中国のような文化を異にする国にまで及んでいる³³⁾。しかし、そうしたアブラハムの文化の特権化することは、他のあり得る「補償」のプロセスを覆い隠すことにつながるものであり、それをどこまで普遍化することができるのかは慎重に問い直される必要がある。教授が「補償」のプロセスを考える際に念頭に置いたのはアメリカ法の議論であるが、キリスト教的な思想が強いアメリカにおける「補償」理論を、そのままわが国における「補償」を考える際に持ち込むことができるかについても検討の余地がある³⁴⁾。このことは、多文化主義を強調する教授の立場からは、なおさら意識されなければならない視点であるように思われる。

32) この点につき、デリダの「歓待」に関する議論も踏まえた守中（2015）、120-121頁を参照。

33) デリダ（2000）、91頁。デリダはこうした現象を「世界ラテン化」（mondialatinisation）と呼んでいる。

34) ちなみに、吉田（2006）、274頁が「補償」理論を説く際に参照する刑事法学における修復的正義（司法）も、明確にキリスト教的観点から提唱されたものである。ゼア（2003）。また、教授もしばしば参照する南アフリカ共和国における真実・和解委員会がキリスト教的な手続によってなされたことは周知の事柄に属する。ちなみに、同委員会のキリスト教的性格については、デリダ自身によって考察の対象とされている。デリダ（2001）、184-211頁、デリダ（2007）、6-58頁。

以上の問題をひとまず措き、仮に「補償」のプロセスを取り入れるとしても、なお問題が残る。すなわち、第2に、赦しを実効的なものとするために、赦しの無条件性をいかにして条件付きの赦しに組み込むかが問われる。赦しは、あるいは謝罪と、あるいは金銭の支払と引き換えに直接的には与えられるべきではない。なぜなら、それは、加害者が謝罪した場合に被害者に赦しを——あるいは被害者が赦しを与える場合に加害者に謝罪を——強要することにつながりかねないからである³⁵⁾。

それでは、赦しの無条件性をいかにして担保することができるのか。この点については、デリダが交換に時間を与えることによって贈与と交換とを総合していることがヒントとなるように思われる。すなわち、デリダは、マルセル・モースが『贈与論』において語った贈与（交換）が³⁶⁾、贈与から反対贈与までに一定の期限ないし時間的な遅延——デリダの用語によれば時間的ないし待期的差延（*la différance temporelle ou temporisatrice*）——を伴うものであることに着目し、モースにおいては、贈与と反対贈与の間に時間を与え、交換を直接的なものとしなないことによって、贈与と交換が総合されているとしている³⁷⁾。同様に、現実の和解を無条件の赦しに接近させるには、加害者が改悛し、謝罪し、被害を償い、それを被害者が受け入れ、赦すという「補償」のプロセスに待期的差延をもたらすことによって、それぞれの出来事の無条件性を確保する必要がある。言い換えれば、改悛、謝罪、償い、赦しは、それぞれが他の出来事を条件とすることなく、他の出来事から切り離されたものとして理解される必要がある。これは、突き詰めれば、「補償」のプロセスを構成する改悛、謝罪、償い、赦しとは何か——さらには、そこから導かれる関係修復とはどのような状況を示すのか——という問いに連なるであろう³⁸⁾。

その上で第3に、交換の論理にさえ服しえない「根源悪」について、どのように考えるべきかという問題が生じる。アレントの議論がそうであるように、赦しを「条件付きの交換の論理」として考え、際限なく続く復讐を終わらせようとする点で罰の代替物として扱うならば、その帰結として、ホロコーストのような人間的な尺度を超え

35) この危険性については、教授も援用する修復的正義（司法）の領域でかねて指摘されているところである。こうした危険性を意識し、デリダの理念的な赦しの観点から現実の和解を検討する必要性を説くものとして、小松原（2012）、25-45頁がある。

36) モース（1962）。モースが同書で扱った贈与（交換）（それは、与え、受け取り、返礼することを義務とする）は、先に述べたデリダの議論においては交換に分類されるものであり、それゆえ、デリダは、『贈与論』ほどに記念碑的な本はあらゆることについて語っているが、しかし贈与については語っていないことになる」としている。デリダ（1989）、79-80頁、Derrida（1991）、p.39。

37) デリダ（1989）、91頁。Derrida（1991）、p.58。また、デリダによるモースの『贈与論』の読解については、岩野（2017）、66-70頁（岩野（2019）、149-154頁）。

38) この点については、教授が、「謝罪」の独自の意義を強調し、それが強制になじまないとしていることが無条件の赦しへの接近として注目される。吉田（2006）、269-270頁。

た「根源悪」——要するに交換の論理に服しえないもの——は、赦すことも罰することもできないものとなる³⁹⁾。そしてデリダにおいては、まさにそうした贖いえないもの、償いえないものを前にして、初めて純粋な無条件の赦しの可能性——赦しえないものを赦すことの可能性——が問われる⁴⁰⁾。

教授は、アレントの「根源悪」に関する議論を引用しつつ、赦しの一環として「法の裁き」を考えるとする⁴¹⁾。しかし、法を超えたところに位置する「根源悪」に赦しをもたらすような「法の裁き」とはいかなるものであろうか。仮に、教授のいう「法の裁き」（司法の裁き）が何かしらの法的責任の判断を意味するとすれば、赦し得ないものであり、時効にかかり得ないものに課される法的責任とはいかなるものであろうか。これは同時に、教授の「補償」理論における「法の裁き」の位置とはいかなるものか、あるいは「補償」理論はいかなる場合に妥当するのかという「補償」理論の射程の問いをもたらすであろう。

4. 結びに代えて

以上、吉田邦彦教授の補償法学を専らその理論的側面にフォーカスして検討を加えてきた。

従来の民法学において注目されてこなかった戦後補償問題に光を当て、それを民法学の問題として引き直して検討したこと、そして、それをさらに推し進めて、戦後補償においてあるべき解決を志向し、「補償」のプロセスを引き出した試みの大胆さや斬新さは、高く評価されるべきものである。

もっとも、その議論のスケールの大ききゆえに、補償法学には理論的になお検討されるべき課題が残されているようにも思われる。補償法学は、今後の議論においてこれらの課題を取り込みつつ、より洗練されていくことになるであろう。

いずれにしても、補償法学は、まだその端緒についたばかりである。

<参考文献>

- アレント、ハンナ（志水速雄訳）（1994）『人間の条件』筑摩書店（ちくま学芸文庫）
岩野卓司（2017）、「贈与は贈与にあらざ!!」『明治大学教養論集』526号、51-71頁
———（2019）『贈与論』青土社

39) アレント（1994）、377頁、デリダ（2015）、32-33頁。

40) デリダ（2000）、95頁、デリダ（2015）、30頁、42頁。

41) 吉田（2006）、549頁（初出、吉田（2005）、173頁）。また、ミノウも「根源悪」に関するアレントの議論を引きつつ「たとえ彼女が正しいとしても、だからといって何もしないでいることは誤りであろう」とする。ミノウ（2003）、17頁。しかし、道義的にどう考えるかは別として、アレントの議論やそれに対するデリダの批判に対する理論的な応答としては十分ではないように思われる。

- 小松原織香 (2012) 「赦しについての哲学的研究」『現代生命哲学研究』1号、25-45頁
- ゼア、ハワード (西原春夫=細井洋子=高橋則夫監訳) (2003) 『修復的司法とは何か』新泉社
- 高橋哲哉 (2005) 『戦後責任論』講談社 (講談社学術文庫)
- デリダ、ジャック (高橋允昭編訳) (1989) 『他者の言語』法政大学出版局
- (鶴飼哲訳) (2000) 「世紀と赦し」『現代思想』28巻13号、89-109頁
- (林好雄=森本和夫=本間邦雄訳) (2001) 『言葉にのって』筑摩書房 (ちくま学芸文庫)
- (増田和夫訳) (2007) 「赦し、真理、和解」『ジャック・デリダ1930-2004 (別冊環⑬)』藤原書店、6-58頁
- (守中高明訳) (2015) 『赦すこと』未来社
- ミノウ、マーサ (荒木教夫=駒村圭吾訳) (2003) 『復讐と赦しのあいだ』信山社
- モース、マルセル (有地亨訳) (1962) 『贈与論』勁草書房
- 守中高明 (2015) 「不-可能なることの切迫」『赦すこと』未来社、99-135頁
- 吉田邦彦 (2001) 「在日外国人問題と時効法学・戦後補償 (1)」『ジュリスト』1214号、60-67頁
- (2002a) 「在日外国人問題と時効法学・戦後補償 (2)」『ジュリスト』1215号、164-171頁
- (2002b) 「在日外国人問題と時効法学・戦後補償 (3)」『ジュリスト』1216号、119-127頁
- (2002c) 「在日外国人問題と時効法学・戦後補償 (4)」『ジュリスト』1217号、96-107頁
- (2002d) 「在日外国人問題と時効法学・戦後補償 (5)」『ジュリスト』1219号、128-135頁
- (2002e) 「在日外国人問題と時効法学・戦後補償 (6・完)」『ジュリスト』1220号、92-98頁
- (2004a) 「いわゆる『補償』問題へのアプローチに関する一考察 (上)」『法律時報』76巻1号、64-71頁
- (2004b) 「いわゆる『補償』問題へのアプローチに関する一考察 (下)」『法律時報』76巻2号、107-112頁
- (2004c) 「札幌別院遺骨問題と『戦後補償』論 (上)」『法律時報』76巻8号、88-96頁
- (2004d) 「札幌別院遺骨問題と『戦後補償』論 (下)」『法律時報』76巻9号、102-108頁
- (2005) 「『北海道の掘り起こし運動』と民法学研究」『法の科学』35号、168-179頁
- (2006) 『多文化時代と所有・居住福祉・補償問題』有斐閣

- (2007) 「戦後補償の民法的諸問題（上）」『判例時報』1976号、15-26頁
- (2008a) 『不法行為等講義録』信山社
- (2008b) 「日韓補償問題と民法（不法行為法・時効法）（二）」『書齋の窓』576号、22-31頁
- (2009a) 「中国人強制連行和解の現状と課題（一）」『書齋の窓』588号、7-14頁
- (2009b) 「中国人強制連行和解の現状と課題（二）」『書齋の窓』589号、7-15頁
- (2009c) 「中国人強制連行和解の現状と課題（三・完）」『書齋の窓』590号、7-17頁
- (2011) 『都市居住・災害復興・戦争補償と批判的「法の支配」』有斐閣
- (2015) 『東アジア民法学と災害・居住・民族補償（前編）』信山社

DERRIDA, JACQUES (1991), *Donner le temps 1. La fausse monnaie*, Galilée.

Theoretical Challenges of “Reparations” Theory: According to Prof. Yoshida’s Work

HASHIMOTO Shin

KONNO Masanori

Abstract

This article describes the significance and challenges of Professor Kunihiro Yoshida's “reparations” theory. While many Japanese scholars and practitioners work on just technical and technical issues such as laches/prescription, state immunity doctrine, and waiver clause in the East Asia related reparations lawsuits regarding comfort women, slave labour, Nanjing massacre, Chongqing bombings, Unit 731 and its related bio wars etc., Professor Yoshida has tackled with theoretical challenges of how vicious cycles of hatred could be got back to normal as reconciliation: He tries to change theoretical framework about past injustice from retributive justice to restorative justice. According to Yoshida’s theory of four-step process of reconciliation, it goes along, first, the detailed recognition of past injustice by perpetrators; second, the recognition of historical responsibility from perpetrators’ side, third, sincere apology and supplementary monetary damages based on the first two stages. Then finally, he argues that the real reconciliation could be attained by victims’ forgiveness in some cases, based on Professor Minow’s and more originally Hannah Arendt’s work. However, authors argue that Yoshida’s approach could be critically analysed by juxtaposing Jacques Derrida’s work on unilateral pardon(forgiveness) and don(gift) theory. According to Derrida, unconditional forgiveness should be focused to deconstruct Yoshida’s linear reconciliation process. Challenges of the reparations process could be outside of legal solution as he might admit. Thus, his theoretical discussions are worth more attention as civil law theoretical developments.

Keywords

Reparations, remedy, apology, forgiveness, civil law theory